

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○小野寺委員長 これにて後藤君の質疑は終了い
たしました。

次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

先ほど、鈴木財務大臣、二月三日の日に確定申
告の税務相談会に行かれたと。私も、同じ日、大
臣の直後に伺ったんですよ。盛岡の人というのは、
大臣もよくお分かりのとおり、おとなしい方が多
くて、特に大臣には、余り思っていることを、本
音をぶつけられないんだと思います。私が行った
ときは、頑張ってくださいという声はありました
よ。ですから、やはり声がなかったということは、
それは全く不満を持っていないということではな
くて、声なき声として、不満があるということは
是非認識していただきたいと思っております。

さて、その上で、今日いろいろ資料をお配りし
ています。

一ページ目に、先ほど後藤委員も取り上げてい
た例の聞き取り調査の抜粋です。清和会のことが、
下線を引いている部分に書いてありますけれども、

清和会に所属していた議員、支部長の多くから、
ノルマ超過分を収入として記載していなかった理
由について、事務局から議員サイドに対して、収
支報告書に記載しなくてよいなどの指示、説明
があったとか、派閥事務局から、派閥において記
載しないので、議員においても記載しないでもら
いたい、大丈夫だからなどと言われたなどという
記述があります。そして、七十九名の清和会の議
員が聞き取りの対象となっているわけです。

国会会の代表質問で私が強く印象に残っている
のは、維新の馬場代表が、自民党の派閥と所属国
会議員による裏金づくりはまさに組織的犯罪集団
であるというふうに発言していました。この報告
書を読んで、馬場代表の発言は、少なくとも清和
会に関しては誹謗中傷といった類いのものではな
くて、法令上の根拠があるのではないかというふ
うに思うに至りました。

その理由をこれから明らかにしていきたいと思
います。

資料の二ページ目、上の方の網かけの部分、「
「団体」とは、」というところをちよつと読んで
いただきたいんですが、「「団体」とは、共同の
目的を有する多数人の継続的結合体であつて、「
云々かんぬんというふうに書いてありますけれど
も、さて、法務大臣に質問です。政党の中の派閥、
これは、ここで言う団体に当たるかどうか、端的
にお答えください。

○小泉国務大臣 組織的犯罪処罰法第二条第一項
において、今御指摘がありましたけれども、「「
団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的

結合体であつて、その目的又は意思を実現する行
為の全部又は一部が組織により反復して行われる
ものをいう。」と定義されております。

派閥がこれに当たるかどうか、これは、捜査機
関により収集された証拠に基づき個別に判断され
べき事項であり、お答えを控えたいと思います。

○階委員 団体の定義は、別に犯罪目的とは書い
ていませんから、「その目的又は意思を実現する
行為の全部又は一部が組織により反復して行われ
るもの」とありますから、およそ派閥のような組
織では当たるといふふうに明確に言い切つていい
のではないかと思っております。

さて、仮に、その派閥が団体に当たるとした場合
ですけれども、ここからが本題です。三ページ
目を御覧になってください。次に、その団体が組
織的犯罪集団に当たるといふことが問題
になるわけです。そこにありますとおり、「団体
のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的
が別表第三に掲げる罪を実行することにあるもの
」、これが組織的犯罪集団です。別表第三に掲げ
る罪の中には、かねがね問題となつてきている脱
税の罪も列挙されております。

清和会では、派閥の事務局から議員側に対して、
収支報告書に記載しなくてよいと指示、説明して
いました。とすると、派閥側は、政治団体と違つ
て収支報告書の提出義務はない政治家個人、しか
しながら納税義務はある政治家個人に裏金を渡し、
議員側がこれを受け取った事実を隠していたとい
うことは明らかだと思ふんです。両当事者に脱税
の目的が多少なりともあつたといふふうに認めら

れるんだと思います。

問題は、清和会にとって脱税することが結合関係の基礎としての共同の目的に当たるかということです。この点について、法務省の立案担当者の条文解説、これを見ますと、ある団体が崇高な政治上の主義主張の実現を対外的に掲げていても、団体の構成員が共通して別表第三に掲げる罪、これの中にはさっき言った脱税の罪も含まれます、別表第三に掲げる罪の実行によってその実現を目指すしている場合は、結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるというふうに言っているわけです。

さて、以上を踏まえて、法務大臣にお尋ねします。一般論として、脱税行為を共同の目的とする政党内の派閥は組織的犯罪処罰法の組織的犯罪集団に当たるか、お答えください。

○小泉国務大臣 まさに組織的犯罪処罰法第六条の二の第一項、ここに書かれている組織的犯罪集団とは、先ほど御指摘ありました、団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三、様々な犯罪が表記されておりますけれども、これらに掲げる罪を実行することが目的であるものを指すと定義されています。この当てはめについては、捜査機関により収集された証拠に基づいて個別に判断されるべき事柄であり、お答えは差し控えたいと思います。

○階委員 一般論としてお尋ねしますけれども、脱税行為を共同の目的とする政党内の派閥、これは組織的犯罪集団に当たる可能性はあるか、お答えください。

○小泉国務大臣 様々な犯罪を実行することが共同の目的になっているのかどうかでこれは判断されるべき問題でありまして、私からお答えするべき問題ではないと思います。

○階委員 実は、この組織的犯罪集団という概念、これは、政府が言うところのテロ等準備罪、我々が共謀罪と呼んでいた罪、この成立を決する重要な概念なんですね。

この場にもいらっしゃいます金田先生が法務大臣のとき、組織的犯罪処罰法の改正案の審議で相当厳しく議論したわけです。その際に、私はこういうお尋ねをしているんです。会社の中のプロジェクトチームのような組織が脱税の目的も有する場合、組織的犯罪集団に当たるかという尋ねをしました。金田大臣とは例によってすったもんだのやり取りをした上で、最終的な政府答弁は、脱税の目的がなければ解散するような組織であれば組織的犯罪集団に当たるといった話だったんです。

今回、清和会は、脱税につながるような組織的な裏金づくりが発覚して、それができなくなると解散に至っています。過去の政府答弁に照らしてみても、清和会のような派閥、これは組織的犯罪集団に当たるとは思いませんが、いかがでしょうか。

○小泉国務大臣 いろいろなケースが想定されて議論されたことは理解しておりますけれども、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されますが、この結合関係、そして、その基礎となる共同の目的、これが犯罪の実行の目的であるということ、様々なほかの目的があったと

ても、基本的にそれが、犯罪の実行が目的である、それが犯罪集団の組織的な在り方だ、そういうふうにと認定されることにおいて捜査機関は判断するんだというふうに思います。

○階委員 ちよつとよく分からない答弁だったんですが、もう一度お尋ねします。

先ほども言いましたとおり、私は、過去、金田大臣のときに、会社です、普通の会社の中のプロジェクトチームが、もつと詳しく言うと、節税対策を考えている中で脱税の目的も兼ねて持っていたという場合であっても、さっき言ったような一定の条件を満たす場合には組織的犯罪集団に当たるといふ答弁を得ています。

いいですか、普通の会社でも、その中の一部の人が、プロジェクトチームがそうした目的を持っていけば、当たる可能性があるわけですよ。ということ、今回の派閥の問題、脱税の目的が未必的にでもあるというんだしたら、少なくとも組織的犯罪集団に当たると言えるのではないのでしょうか。

当時ああいう答弁をしていたのですから、当たる可能性はあるということ、少なくとも言っているだけだと思います。

○小泉国務大臣 まず、その委員会でのやり取りの議事録を確認してください。私はまだ印刷されたものとしては目に触れておりませんので、口頭で伺いましたけれども、しっかりそこは検討したいと思います。

○階委員 昨日、実は、レクのとくに私のやり取りを確認してくださいと事務方には言っているん

です。たしか、二〇一七年の六月の最初ぐらいの法務委員会です。当時、共謀罪法案の審議が盛り上がっていたときなので、すぐ見つかると思いますが、調べていただいた上で、組織的犯罪集団に当たる可能性があるかどうか、理事会にしっかりと答えただけだと思います。よろしいですか。

○小泉国務大臣 そのように対応したいと思いません。

○階委員 それで、もう一つ伺いたいのが、今回、済みません、一ページに戻ってください。もう一つ、法務大臣も関わっておられた志帥会の方ですね。志帥会の方は、一ページ目の清和会の次に書いていますけれども、「志帥会の議員においては、派閥から議員サイドに対してそうした指示・説明等があったとの回答はなかった。」、それで一番最後の方に、志帥会の対象者六名はいずれも留保方式又は両方式併存であったと。

留保方式というのはいわゆる中抜きですね。併存方式というのは中抜きプラスシックスバック。両方とも裏金をため込む手段なんですけれども。要は、二階派は、志帥会は、清和会とは違って、組織的にやっていたわけではないと思うんですね。となると、これはどうということかというところ、こうした行為、要するに、組織と関係なく勝手に中抜きをしていたわけで、横領罪とか背任罪になる可能性があると思うんですね。それがこの書面で明らかになっていると思います。

そこで法務大臣に伺いますけれども、今私が申し上げたものと関連するような判例、これがある

と思うので、法務大臣から御紹介いただけますか。

○小泉国務大臣 そのようなケースにおいて横領罪の成立を認めた判例の一つといたしまして、例えば、大正十一年一月十七日大審院判決では、株式会社（株）に雇われていた被告人が、商品の販売、集金等の事務に従事中、同会社のために取り立てた売り掛け代金を自己の用途に費消した事案について、業務上横領罪が成立する旨、判示したものと承知しております。

○階委員 大審院というのは今の最高裁ですけども、そういう判例があるわけです。その判例に照らしてみても、非常にこれは犯罪の疑いが濃いということが言えるかと思えます。

さて、四ページ目を御覧になってください。これは前回もお示したもので、岸田首相がよく持ち出す八幡製鉄政治献金事件の最高裁判決を抜粋したものです。

後半の方に、取締役が会社を代表して行う企業献金について、相手方などの事情を考慮して、合理的な範囲を超えれば、取締役の忠実義務に違反するとされております。忠実義務違反があれば、その取締役は株主代表訴訟を提起されて、会社に巨額の損害賠償義務を負うこともあるわけです。

法務大臣に伺います。
組織的犯罪集団を内部に有し、ずさんな金銭管理が横行していた政党があったとして、こうしたところに企業献金を継続した場合、その企業の取締役について株主代表訴訟が提起されるリスクはあるでしょうか、ないでしょうか、お答えください。

○小泉国務大臣 会社法上の忠実義務等に違反するか否か、これは個別具体的な事案について申し上げるわけにはいきませんが、一般論として申し上げますと、会社法上、株主代表訴訟の制度が設けられております。株式会社に損害が生じ、それが役員（取締役）の忠実義務に違反する行為によるものと認め得る場合には、株主代表訴訟が提起されるリスクは否定されないものと考えられます。

○階委員 この判例に照らすと、一定の場合、政治献金が違法とされて、株主代表訴訟が提起されるリスクがあるということが分かったと思えます。こういった様々な問題があることに加えて、そしてもう一つ、この調査報告書で見過ごせなかったこと、それが、五ページ目を見ていただきたいんですが、これは聞き取り報告書の最後のところ
「適切なモニタリングとトレーサビリティの確保とあって、下線の引いている部分、「多くの聴き取り対象者が異口同音に述べたのは、秘書などのスタッフへの任せきりという実態を恥じ、しかるべき責任を果たせていなかったという自己批判であった。」という事実認定を踏まえて、弁護士さんたちの意見ですけれども、「適正なモニタリングを欠いた委任は、リーダーシップの放棄にほかならない。」、こんな厳しい指摘がされているわけですね。

そもそも自民党は政権与党でありまして、国家の官僚組織を率いるリーダーシップが求められています。自分の事務所内ですらリーダーシップを発揮できていない者に、巨大な官僚組織を率いる

ことができるでしょうか。到底できないと思いません。

加えて、先ほどから指摘しているとおり、自民党は、組織的犯罪集団、あるいはそれに類するような派閥を内部に有し、さまざまな金銭管理が横行していたという問題もあります。

官房長官に伺います。

自民党に今なお政権担当能力があると言えるのか、政権の中枢にいる立場からしつかり答えをいただきたいと思えます。

○林国務大臣 今、聞き取り調査に関する報告書に触れられて御質問をいただいたわけですが、この報告書において、「多くの聴き取り対象者が異口同音に述べたのは、秘書などのスタッフへの任せきりという実態を恥じ、しかるべき責任を果たせていなかったという自己批判であった。」と、少し、途中略しますが、「適正なモニタリングを欠いた委任は、リーダーシップの放棄にほかならない。」と、今委員が御指摘になったところでございます。

岸田総理は、自民党総裁としてということですが、自らが先頭に立って国民の信頼回復に向けた取組を進めていく、この旨、繰り返し述べられていると承知をしております、今回の報告書を踏まえて、私も、一議員の立場ということで、国民の信頼回復に向けてそれぞれの役割を果たしていかねばならないと考えております。

○階委員 答えていないんですよ、政権担当能力があると言えるかどうかということを探ねているわけですね。

もう一つ言わせていただくと、この場で来年度予算案の審議を行っているわけです。この予算編成に携わった政務三役のうち、これまで裏金問題で辞めた者が、大臣四人、副大臣五人、政務官三人、十二名もいらっしゃるわけです。リーダーシップに疑問があり、脱税の疑惑もある政治家たちが関わって編成された予算案をここで審議する価値があるのか、こんな予算案を提出すること自体もはや自民党に政権担当能力がないということをお示ししているような気がします。

もう一度官房長官に、今の自民党に政権担当能力があるかないか、あるとすれば、その理由を明確にお答えください。

○林国務大臣 先ほど申し上げたとおり、総理は総裁として信頼回復に向けた取組を進めていくと述べられておると承知をしております。

私は、官房長官ということで、政府の立場で総理をお支えする、そういう立場だというふうに認識をしておりますので、今お尋ねのあった、自民党についてのお尋ねには答える立場にないと考えております。

○階委員 自民党は政権を担当しているわけです。その政権の中枢にいるのが官房長官ですので、自らの政権が、ちゃんとその能力のある政党に支えられているかどうか、これはお答えする義務があると思えますよ。

政権担当能力があるかないか、あるとすれば、なぜあると考えるのか、明確にお答えください。

○林国務大臣 繰り返しお答えになって恐縮でございますが、総理は、総裁として自らが先頭に立

って国民の信頼回復に向けた取組を進めていくと繰り返し述べられていると承知をしております。私も、自民党所属の議員の一人として、国民の信頼回復に向けてそれぞれの役割を果たしていかねばならないと考えております。

また、自民党についてのお尋ねについては、政府の立場としてお答えする立場にないと考えております。

○階委員 将来、信頼回復をどうするかという話は聞いていないんですよ。今の自民党に政権担当能力があるかという話。

それから、政府の立場でお答えする立場はあるとさっき言いました。なぜなら、議院内閣制で、今の政権は自民党という多数政党によって支えられた政権だからです。だから、きちんと答えてください、政権担当能力があるというならその理由を、今現在あるという理由を答えてください。

○林国務大臣 繰り返しお答えになって恐縮でございますが、総理は、総裁として自らが先頭に立って国民の信頼回復に向けた取組を進めていくと繰り返し述べられておると承知をしております。

自民党についてのお尋ねについては、官房長官という立場、政府の立場で、お答えする立場にはないとお答えをしたところでございます。（階委員「同じことの繰り返しになっていますよ」と呼ぶ）

○小野寺委員長 階猛君、もう一度質問をお願いいたします。

○階委員 同じことを繰り返しお答えされていると思えます。政権担当能力は今現在あるかないか、

それを答えた上で、あるとすればその理由は何か、お答えください。

○林国務大臣 繰り返しの答弁になって恐縮でございますが、自民党に政権担当能力があるのかというお尋ねでございましたので、私の立場において、自民党についてお答えする立場にはないということでございます。

○階委員 じゃ、質問をちょっと変えますね。

岸田内閣に政権担当能力はあるか。官房長官、支えている立場ですから、お答えください。

○林国務大臣 岸田内閣としては、内外の課題にしっかりと日々応えていくべく努力を続けていくところでございます。

○階委員 信なくば立たずと総理は言っておりますけれども、今、信はあるんでしょうか。信がなければ立たない、つまり政権担当能力はないということだと思えますけれども、信はあるんでしょうか。お答えください。

○林国務大臣 総理は、先ほど申し上げたように、総裁として自らが先頭に立って国民の信頼回復に向けた取組を進めていく、こういうふうには述べられております。我々も、政権の一員としてしっかりと、総理の総裁としての取組、また、政権としては、内外の諸課題、山積しておりますので、一つ一つの取組をしっかりとやってまいらなければならぬと思っております。

○階委員 信なくば立たずと言いながらも、信があるのかどうかはつきりさせられないんですよ。つまり、それ自体、政権担当能力はもう失っているというふうには言わざるを得ない。

もうこれ以上このやり取りをしても不毛ですの、次の質問に行きます。

もう一つ、自民党の政権担当能力の欠如を示す例を取り上げたいと思います。

前回の質疑で岸田首相は、私が聞いてもいないのに、政策決定に当たって、有識者を始め関係者の意見を踏まえ、そして党内での議論も行い、その結果として政策を決定していると答弁されました。本当にそうなのかどうか。

六ページ目を見ていただければと思います。

これは、今回新たな租税特別措置として政府・与党が導入しようとしている戦略分野国内生産促進税制というものの解説資料です。特定の物資について、その生産、販売量にあらかじめ決めた単位数当たりの金額を掛け合わせて、その金額が初期の設備投資全額に満つるまで、最長で十四年間にわたって法人税減税を行うという破格の租税特別措置です。

経産大臣に伺います。

対象物資が非常に限定されていますが、減税の恩恵を受ける企業はどういったところか、そして、この税制を期限までフルに実行した場合、減税総額が幾らになるかお答えください。

○齋藤（健） 国務大臣 まず、この戦略分野国内生産促進税制は、もう既に、米国なんかにおきましても、生産比例型の投資減税を始め、各国で戦略分野の国内投資を強力に促進する……（階委員 「短くお願いします」と呼ぶ）了解、済みません。そういう国際環境の中で我が国も勝ち残るために講じなくちゃいけない、そういう税制だということ。

と。その前提として、対象分野としては電気自動車ですとかグリーンスチール等を指定をしているところであります。

それで、減税、減収見込額についての御質問もありません。

これは、実際に本制度を利用し、令和八年度末までに国内での投資を決定、開始した企業のみが対象になるということで、そういう前提で計算をいたしますと、現時点で正確に見通すことは、まだこれからの投資でありますので難しいんですが、一定の仮定を置いて機械的に試算をいたしますと、年度当たり最大で二千九百九十億円ということが、昨年末の税制改正大綱においても示しているところでございます。

○階委員 二千九百九十億円というのは一年当たりなので、十年やったらとすれば二兆を超えるわけですから、そういう理解でよろしいですか。

○齋藤（健） 国務大臣 細かく言いますと、十年というのは、認定を受けてから投資をしますので十年にはならないと思うんですけども、年度当たり最大二千九百九十億円ということですので、計算すればそういうことになるかもしれない。

○階委員 二兆円減税、そして、減税の恩恵を受ける企業、これはお答えにはなりませんでしたが、けれども、パネルを用意しましたので、御覧ください。

国会図書館に調べてもらった結果なんですが、色を塗っているところが、対象品目に関わりのある企業やあるいは業界団体です。減税の恩恵を受けるのは、自民党に大口献金をしている大企業や

業界団体、これが多く含まれているわけです。

一部の大企業にこれだけの減税の恩恵を与えるわけですから、それなりの達成目標、KPI、これを示していただかないと、国民に示しはつかないと思います。KPIはどうなっているか、お答えください。

○齋藤（健） 国務大臣 先ほど申し上げたように、これは国際競争の激しい中で講ずる税制だということが一つです。

本税制による戦略分野の国内投資は、サプライチェーンを通じて、関係の中小・中堅企業等の投資や、その雇用従業員の方々の所得の確保、拡大にもつながっていく、そういうものでなければならぬわけでありまして、したがって、大企業優遇政策だと断定し切れることは私ではできないと思っています。その上で、政策立案過程においてEBPMを重視するということになると思うんですけども、それは当然のことと思っています。

その後、年末に将来の減収額も公表させていただいたところでありますが、いずれにいたしましても、この戦略分野におきまして、本税制を始め、予算措置や成長志向型カーボンプライシングなどの規制制度も含めて政策を効率的に組み合わせていきたいと考えています。その結果として、グリーンスチールについては今後十年で三兆円以上の投資を実現することや、自動車については、蓄電池を含め、今後十年で三十四兆円以上の投資を実現すること、これを、昨年末に取りまとめたGXの分野別投資戦略などに明記をしているということでもあります。

○階委員 一部数字も出ましたけれども、総務省の方で、租特の政策評価の点検というのをしています。

租特の政策評価は、まずそれぞれの役所でした上で、それを第三者の目で総務省が点検するというたてつけになっていまして、実は、この制度、私が総務省の政務官のときにやろうということでは始められたものだという事は、手前みそですが、言っておきたいと思っています。

それで、点検結果、十一ページを見ていただければと思うんですが、今KPIのやり取りをしましたけれども、最初の方の「達成目標」というところを見ていただくと、下線部分、この分析結果が総務省の方で書いています。「達成目標は、政策目的を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。」ということ、それを受けた補足説明が経産省からありましたけれども、最終的な点検結果は、分析、説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないということになっています。その後、「将来の適用数」、「将来の減収額」、そして「将来の効果」で、次の十二ページを見てください。

この点検結果、総務省がまとめた報告書が、今日持ってきています。こういう冊子があるんですね。この中で、点検した租特の評価結果一覧表があるんです。そこで、今申し上げた租特について、評価のところを見ますと、真ん中あたりに、経産○三というところ、色を塗っておりますけれども、

E、E、E、E、最低の評価、最後の項目だけAということになっています。

これは、ほかのを見渡してもなかなかこれほど悪い評価というものがなくて、なぜこんなものが導入されるんだろうと思うんですが、総務大臣にお尋ねしますけれども、今回点検した租特の中で最低レベルの評価だという認識でいいかどうか、まずお答えください。

○松本 国務大臣 本制度については、大変詳しい委員に私の方から、重なるところが、重複は避けながら御説明申し上げたいと思いますが、元来、行政評価の作業そのものは、行政評価を通してアカウンタビリティーを高める、また行政評価の結果を踏まえて改善をしていく、そんなようなものだというふうに考えておりますが、この制度については、委員御案内のとおり、税制改正要望、八月の段階ですが、これに当たって、税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすために、各行政機関自らが政策評価を実施した上で、総務省においては、客観的かつ厳格な政策評価の実施を担保するために、内容を点検し、結果を公表しているわけでもあります。

今回の御指摘の件につきましても、点検を実施して、令和六年度税制改正要望が行われた令和五年八月時点においては、経産省における分析、説明の内容に課題を指摘したところがございます。その後、当該点検も踏まえて税制改正の検討が進められ、与党税制調査会での議論も経て、税制大綱として取りまとめられたものと承知しております。

委員も御指摘ありましたように、この委員の資料の一番下にありますように、これは「租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 説明責任を果たしていくために」となっておりますように、説明において八月時点の提起では課題があったということをおも申し上げさせていただきました。

その後の議論の中で、これらの課題にも応えていただいたものと理解をしますが、それも踏まえた与党税制調査会の議論の結果として、このような制度が必要が認められたものと理解をしております。

○階委員 果たしてそうなのかどうかということ、唯一Aになっている最後の「他の政策手段」という項目なんですけれども、これは例えば、ほかの政策手段としては、こうした戦略物資に関する設備投資、これについては、減価償却の期間をうんと短くして、より生産性の高い設備への更新を促していくというやり方も考え得るのではないかと思います。

今回のやり方だと、減税の恩恵を受けるためには、もし設備が陳腐化しても、その設備を使い続けないと恩恵が受けられないわけです。そうすると、いつまでたっても生産性は伸びず、価格競争力も向上していかないのではないかとという危惧を持ちますけれども、この「他の政策手段」について、果たしてどうなのかどうかということをお答えください。

○齋藤（健） 国務大臣 先ほど御説明したように、この税制は、特に、生産段階でのコストが高いために民間での事業採算性に乗りにくく、初期投資

支援では投資判断を引き出せない、そういう分野において生産販売量に応じた措置を講じるということであります。

例を挙げますと、鉄鋼や基礎化学品といった分野は、今後も産業全体の基盤を支える分野でありますが、製造プロセスの脱炭素化に伴い生産コストが増加をしていく一方、そうしたコストを市場価格に転嫁するための市場創出が世界的に見ても不十分で、したがって、生産販売量に応じた措置を講じることによって投資を引き出し、ということでございますね。

御指摘の特別償却は、企業のキャッシュフローを一時的に改善する効果、これはもちろんございますが、事業全体の採算性を大きく改善するものではないということもありますので、本税制の対象分野における投資判断を引き出すには、やはり生産販売量に応じた税額控除、これを措置することが必要であると我々は考えているところでございます。

○階委員 こうした分野は、我が国の産業を支える分野であるとともに、まだまだ技術の進歩が望める分野でもあると思っておりますので、だとすると、同じ設備を十年も使い続けるのではなくて、どんどん新しいものに更新していくことのインセンティブを設ける必要があるのではないかと私は考えています。ところが、これだと、それとは逆効果になると思っております。

最後に、官房長官、全体の立場で伺いますけれども、こうした税制の特別措置、これは中立、公平、簡素という税の基本原則であるとか、E B P

M、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング、エビデンスベースドです、証拠に基づくという意味ですが、何かこの表を見ておきますと、エビデンスベースというよりは縁故ベースのように見えるんですけれども、こうした、税の基本原則やE B P Mに反しているんじゃないかというふうにも思いますが、官房長官、御見解をお願いします。

○林国務大臣 今、それぞれの大官からもお話がありましたように、各国で、GX、DX、経済安保、そうした観点から戦略分野の投資を国内に呼び込む政策が次々と打ち出されております。

我が国も、戦略的な長期投資が必要となる分野において、国内のサプライチェーンを通じて、関係企業や雇用等への経済波及効果も大きい投資、これを促進することは重要であると思っております。これを観点からこの税制を措置するものであると認識をしております。一部の大企業優遇のための税制ではないと思っております。

また、税制の原則についてお話がありましたが一、般論として、租税は税制の基本原則である公平、中立、簡素の例外と位置づけられるものであり、その政策効果や必要性を不断に検証すべきものであると考えております。

E B P Mということですが、政策評価の点検について、昨年八月時点では、他の政策手段との比較がAで、その他の項目の説明は不十分であった、これはおっしゃるとおりだと思います。

こうした項目について、その後、経産省において将来の減収額が示されたと認識をしております。

また、達成目標、税制の効果についても、政策評価の趣旨を踏まえて、経産省において適切にその具体化に取り組まれるものと考えております。

○**階委員** これで質問を終わりますが、税の基本原則の公平の中でも、垂直的公平というのがあります。これは、さっきも答弁ありましたとおり、毎年、二千億円超の減税が、こうした、すごくもがかっている大企業に与えられるわけです。一方で、去年十月から始まったインボイス制度は、毎年、千七百億円、収入の少ない人から税を取るわけです。こうした垂直的公平性、是非配慮していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。